

筑西市小中学校英語活動サポート事業（派遣契約）仕様書

本仕様書は、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が小中学校英語活動サポート事業（派遣契約）を円滑に運営するために必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

小中学校英語活動サポート事業（派遣契約）

2 事業目的

小学校においては、外国語活動及び外国語科での外国語指導助手（A s s i s t a n t L a n g u a g e T e a c h e r。以下「ALT」という。）と学級担任等とのチームティーチングにより、言語活動を中心とした外国語指導を行う。また、ALTの配置により、外国語活動の充実のほか、外国語や外国の文化に慣れ親しみ、国際性の向上を図る。

中学校においては、ALTの配置により、英語教育の充実を図るほか、特別活動等において、生徒との対話等を通じた英語力の向上、英語の発音指導、その他英語の専門性を活かした指導を行う。

3 契約期間及び派遣期間

(1) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

(2) 派遣期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 派遣人員及び派遣先

派遣人員は14名とし、筑西市立小学校15校、中学校5校、義務教育学校1校及びその他教育委員会が指示する場所に派遣する。

5 派遣元の責務

(1) 労働基準法、労働者派遣法、その他労務関係法規を遵守すること。

(2) 個人情報等の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）を遵守すること。

(3) 適格者の派遣

小中学校及び義務教育学校に対し、要件を満たすALTを派遣すること。また、派遣期間中は、同一の学校へ同一のALTを派遣すること。ただし、ALTが疾病、急病又は事業運営等勤務に支障を来すような不測の事態が発生した場合は、教育委員会と協議のうえ、代替労働者を派遣するなど必要な措置をとること。

(4) ALTの管理

ア ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の教育委員会及び学校への事前報告及び代替労働者の派遣を行うこと。

イ ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置をとること。

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律号外第88号。以下「労働者派遣法」という。）により派遣元に義務付けられている諸手続きを行うこと。

エ 国際理解教育及び語学教育に関するコンサルティングを行うこと。

(5) 担当コーディネーターの選任

A L T の日々の勤務を適正に管理するため、筑西市担当コーディネーターを選任すること。また、その条件及び勤務内容は以下のとおりとする。

ア 教育委員会、派遣先及びA L T との連絡調整

イ 学校訪問、A L T の業務遂行状況の把握及び評価（派遣元は、配置したA L T を定期的に評価し、評価内容について、教育委員会へ報告書を提出すること。）

(6) 研修の実施

A L T に対し、学習指導要領に基づく指導カリキュラム等の理解及びその他業務遂行に必要なとなる研修を実施すること。また、各学校における研修内容の詳細は、以下のとおりとする。

ア 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）を担当するA L T に筑西市で採択された教科書を所持させ、それを使用した授業を行うために必要な研修

イ 明野五葉学園前期課程1、2学年のLESSONプラン（各35時間分）の作成及びそれらを使用した授業を行うために必要な研修

ウ 明野五葉学園前期課程1～4年生を中心に、フォニックス指導プランの作成及びそれらを使用した授業を行うために必要な研修

エ 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を担当するA L T に筑西市で採択された教科書を所持させ、それを使用した授業を行うために必要な研修

オ A L T へのその他必要となる指導方法等の研修及び教材作成業務支援

(7) A L T に関わる学校からの要望や苦情等への対応

(8) 教育委員会がA L T に依頼する研究会、研修会、会議、会合等への協力及び出席

6 A L T （派遣労働者）の行う業務

A L T は、教育委員会が定める派遣先責任者及び指揮命令権者の指示のもと、外国語担当教員、学級担任等の方針に基づき、以下の業務を遂行すること。

(1) 外国語活動及び外国語科指導に関すること

ア 小学校においては、外国語活動及び外国語科での学級担任等とのティームティーチングにおける、言語活動を中心とした外国語活動、外国語科指導全般

イ 中学校においては、外国語科教員とのティームティーチングにおける、言語活動を中心とした外国語科指導全般

(2) 事前確認作業・準備・打ち合わせ

ア 小学校においては、学級担任や外国語教育担当者等との業務の事前確認作業

イ 中学校においては、外国語科教員等との業務の事前確認作業

(3) 異文化理解のためのレクチャー

(4) パフォーマンステストの実施及び採点

- (5) スピーチコンテスト、プレゼンテーションフォーラム及び各種検定における判定及び指導
- (6) クラブ活動等を通じた授業外での英語によるコミュニケーション活動
- (7) 学校の文化祭、体育祭、運動会等、学校行事における授業外での英語によるコミュニケーション等の積極的な支援や指導
- (8) 児童・生徒の英作文等の添削指導や使用教材の作成及び解説などの授業に関する準備・支援
- (9) 教育委員会及び学校において必要となる英文文書等の校正
- (10) 教職員への英語活用能力向上研修
- (11) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等の作成時における教育委員会への情報提供及び企画提案
- (12) 配置校における外国語等を活用した翻訳・通訳等及び外国人児童生徒への支援
- (13) その他、教育委員会又は学校が必要と判断し、A L T（派遣労働者）及び派遣元が合意した業務

7 A L T の条件

派遣元は、以下の条件をすべて満たす者をA L Tとして派遣する。

- (1) 母語が英語である者又は同等の英語力を有する者
- (2) 日本又は諸外国における教員資格若しくはこれと同等程度の能力を有する者
- (3) 日本の教育環境等の研修を受け、国際理解教育及び外国語活動に熱意がある者
- (4) 小学校及び義務教育学校前期課程に配置させるA L Tは、日常会話程度の日本語が話せ、理解できる者
- (5) 学習指導要領による外国語指導の目的・内容を理解し、指導ができる者
- (6) 日本の法令及び学校の規則等を遵守することができる者
- (7) 業務に必要なビザを有する者
- (8) 業務に必要な程度の日本語力を有する者

8 就業日及び就業時間

(1) 就業日

派遣期間は原則として3(2)に掲げる期間とし、就業日は月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く。）とする。ただし、学校休業日及び教育委員会の指定する次の期間は、原則として派遣業務を要しないものとする。

学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日

(2) 就業時間

原則として、午前8時30分から午後4時30分までの間で連続する8時間のうち実働7時間とする（途中休憩時間を1時間設ける。）。

9 業務指揮権限

派遣先は、A L T（派遣労働者）が従事すべき業務に関し、必要な指揮命令を行う。

10 就業に関する派遣先責任者及び指揮命令権者

派遣先責任者及び指揮命令権者は、原則として派遣先である小中学校及び義務教育学校の各校長とする。ただし、副校長又は教頭が代わって指揮する場合がある。

なお、派遣先責任者及び指揮命令権者の氏名については、契約締結後、教育委員会から派遣元へ別途連絡する。

11 福利厚生施設等

派遣先責任者の指示のもと、学校等に備え付けられたロッカー、机、通信機器（校務用パソコン、学習タブレット等）等をALTに使用させることを認める。なお、派遣元からの貸与パソコン並びにALT所有のパソコン及びスマートフォンの使用、持ち込みは禁止する。

使用させる施設等については、派遣先、派遣元双方協議合意のうえ、決定する。

12 参考

(1) 事業者（派遣元）に求める業務について

ALTの業務は、小中学校における外国語活動、外国語科授業、国際理解の推進のため、学習指導要領に示された目標のためなど、様々な内容が考えられる。

プロポーザル方式の採用は、事業者に提案上限額を示し、その範囲内でどれだけのサービスを提供できるかを求めるものである。当該プロポーザルに参加する事業者は、既に県内外市町村における契約実績があり、信頼できる事業者と考えているので、当市への提言として、各社研究のうえ、御提案いただきたい。

また、明野五葉学園については、グローバル教育を一つの特色としていることから、その特色に合わせた、同校前期課程1、2年生に向けたLESSンプラン（35時間分）及び教材等並びに同校前期課程1年生から4年生までを中心としたフォニックス指導のプラン及び教材等を御提案いただきたい。

(2) ALTの必要な人員数について

必要人員は14名とする。ALTの配置については、参考1から参考5までを用意したのでこれを参照のうえ、改善等があれば(1)と同様に御提案いただきたい。

- ・参考1 令和7年度ALT配置計画表
- ・参考2 令和7年度学校基本調査集計表
- ・参考3－1, 2, 3 令和8～10年度児童生徒数見込み
- ・参考4 筑西市立小中学校及び義務教育学校の名称、位置等
- ・参考5－1, 2, 3 令和8年度ALT配置必要日数表（案）

(3) 小中学校のALTを派遣する1年間の時間数について

小学校3、4年生の外国語活動については1学級につき年間35時間以上、小学校5、6年生の外国語科授業については1学級につき年間70時間以上、中学校1年生から3年生までの外国語科授業については、1学級につき年間35時間以上の派遣を原則とする。

明野五葉学園における前期課程1、2年生については、事業者が作成したLESSンプラン（35時間分）を実施する。また、同校前期課程1年生から4年生までを中心に事業者が作成したフォニックス指導を実施する。その他の小学校（下館地区、関城地区、協和地

区)は、各校と協議のうえ、時間数を決定する。

- (4) 事業者が独自に行う当該業務遂行に係る経費の負担について

事業者が独自に行う当該業務については、事業者負担とする。

- (5) 経費の支払方法について

教育委員会が定める期間ごとに、事業者は教育委員会に実施状況に係る報告書を提出し、当該業務が円滑に遂行できたことを確認したことをもって、教育委員会は総額を契約期間(定めた期間単位に換算)で除した金額を支払うこととする。

- (6) 現在の契約受託者について

株式会社ハートコーポレーション

- (7) 対象となる学校への通勤方法について

公共交通機関による通勤は難しい地域であるため、自家用車、自転車又は徒歩での通勤となる。

- (8) A L T の国籍について

派遣契約のために特定の国籍を求めることはない。(1)と同様に御提案いただきたい。